

1. 議事日程（令和4年第1回北広島町議会定例会）

令和4年3月3日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第3号	北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例
日程第5	議案第4号	北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第6	議案第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第6号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号	指定管理者の指定について
日程第16	議案第15号	第2次北広島町長期総合計画の改訂について
日程第17	議案第16号	財産の無償譲渡について（防災行政無線用地）
日程第18	議案第17号	財産の無償譲渡について（上阿坂活性化センター）
日程第19	議案第18号	財産の無償譲渡について（芸北教職員住宅）
日程第20	議案第19号	令和3年度北広島町一般会計補正予算（第10号）
日程第21	議案第20号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第21号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第22号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）
日程第24	議案第23号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第24号	令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第25号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第26号	令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第27号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第28号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第29号	令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第31		施政方針
日程第32	議案第30号	令和4年度北広島町一般会計予算
日程第33	議案第31号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第34	議案第32号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和4年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第37	議案第35号	令和4年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第38	議案第36号	令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第39	議案第37号	令和4年度北広島町診療所特別会計予算
日程第40	議案第38号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第39号	令和4年度北広島町水道事業会計予算
日程第42	発議第1号	予算審査特別委員会の設置について
日程第43	同意第1号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	榎原ナギサ	大朝支所長	小椿治之	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、梅尾議員、9番、伊藤淳議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から22日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願、陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第199条第9号の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行

政報告の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 皆さんおはようございます。行政報告をさせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。財政政策課の関係であります。まず、長期総合計画の関係であります。これは10か年の計画で、今年度で前期の5年が経過するというので、後期の基本計画等策定するものであります。北広島町まちづくり総合委員会を設置して諮問をさせていただいて検討していただきました。パブリックコメントも実施し、最終的に2月18日に答申をいただきました。総合委員会から私のほうへ改訂案の答申があったわけでありまして、2月21日に行われました。それからまちづくり懇談会ですが、コロナ禍の中で、なかなか開催がしにくかったわけでありまして、11月に4地域で開催をさせていただきました。FTTH化事業、あるいは第2次北広島町長期総合計画の後期基本計画策定についてということで、主にはお話をさせていただきました。コロナ禍の中で参加人数は少なかったわけでありまして、開催をさせていただきました。5ページをお願いします。企業版ふるさと納税であります。今年度2月18日現在であります、9件の1050万円のご寄附をいただいているところであります。それから包括連携協定の関係でありますけれども、大塚製薬株式会社と12月に、それから日本郵便株式会社、ダイハツ広島販売株式会社とそれぞれ2月に連携協定を締結をしたところであります。8ページをお願いします。まちづくり推進課の関係です。協働のまちづくり推進事業としてきたひろ学び塾を開催しておりますが、コロナ禍の中で予定どおりは開催できていませんが、それでもある程度開催をさせていただいております。記載のとおりでございます。9ページをお願いします。ふるさと寄附金の関係であります。令和3年度1月末現在であります、1882件、約1億800万円のご寄附をいただいたところであります。初めて1億円を突破したという状況であります。それから、きたひろ応援ファンド、トップアスリート支援事業それぞれある程度予定していた金額に近い、あるいは超えた実績がいただけたということでありまして。スポーツ推進対策事業として、10ページですが、健康アプリの実証実験ということで、今行っております。これらも拡大をできるだけしていきたいというふうに思っているところであります。それから一番下ですけども、千代田運動公園運営事業の中で、千代田運動公園のネーミングライツを本町では初めて実施をさせていただくということで、令和4年度からということになりますけれども、始めたところであります。12ページをお願いします。福祉課の関係です。新型コロナウイルス感染症対策事業として、2月10日現在であります、子育て世帯生活支援特別給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金、合わせまして延べ人数2665人、合計金額が2億4815万円給付をさせていただいたところでございます。13ページをお願いします。保健課の関係です。元気リーダーコース、元気づくり体操ですが、現在61会場で開催をしております。コロナ禍の中でしたけれども、延べ参加人員が1万8328人ということとなっております。17ページをお願いします。農林課の関係であります。中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、合わせて町内で約5億800万円の支払いを実施をしているところであります。18ページをお願いします。森林経営管理制度の取組として、調査を芸北川小田、細見、奥原で204ha、千代田川戸で161ha、現地調査と意向調査を実施をしているところであります。19ページをお願いします。商工観光課の関係であります。商工業振興対策事業、きたひろ事業者支援金としてコロナ対策として実施をしております。詳細は記載のとおりであります、交付額が2月17日現在ですが、821万1000円となっております。また、下段のほうに、Pay Payでまちのお店を応援しようキャンペーン、

第1弾を12月に行ったわけでありませんが、262件の店舗で実施をしていただいております。これがこの3月に第2弾をまた実施するということでもあります。しっかり応援をしていただければというふうに思います。20ページ、サテライトオフィス改修事業であります。旧川迫小学校のサテライトオフィス改修工事であります。サテライトオフィスをやっというということで、お試のような形で、まずは企業に利用してもらおうということで、今改修工事を行っているところであります。それからひろしま雪山誘客促進事業、イベントが中止になったものもありますが、今年は雪がそこそこ降りましたので、イベント開催をしているところであります。21ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業でありますけれども、県内の小学生がこちらに来ていただく農山村体験受入れ実績であります。山海島体験活動、14校が利用していただきまして、合計585名の参加があったところであります。22ページ、建設課の関係です。下段のほうに地域施工支援事業のことについて書いております。2月16日現在であります。一般分が48件、令和3年度災害分が合計で189件採択をさせていただいているところであります。23ページの下段には災害復旧事業を載せております。令和元年度のものについては、全て完了したということではありますが、令和2年度については、契約は全て済んでおりますが、まだ検査までは全部済んでないという状況です。昨年、令和3年の発生災害復旧事業については、農林土木災害が166件、公共土木災害が59件ということで、今一部契約済みのところがありますが、まだこれからというところであります。できるだけ早く対応してまいりたいと考えております。上下水道課の関係です。24ページをお願いします。広島県水道企業団設立準備協議会という組織をつくって、今いろいろ検討をしてくれているところであります。令和4年度の設立に向けて準備をしているところであります。私のほうからは以上でございます。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育行政についての報告を申し上げます。25ページをお開きください。まず、学校教育活動でございますが、コミュニティースクールにつきましては、芸北小中学校、壬生小学校、豊平学園、大朝小中学校の協議会を開催いたしました。千代田中学校男子陸上部が令和3年11月21日に東広島運動公園で行われました中国中学校駅伝大会で5位に入賞しております。大朝小学校が、かんぼ生命保険主催第8回全国小学校ラジオ体操コンクールで2チームが優秀賞、1チームが広島支店長賞を受賞いたしました。続きまして、安全安心な学校施設でございますが、八重東小学校のトイレ改修工事を行っております。続きまして26ページをお願いいたします。生涯学習課でございますが、ふるさと夢プロジェクト事業におきましては、町内就職者お祝いの会、コロナの影響で中止となっておりますが、該当者に図書カードを贈呈をいたしております。北広島町成人式でございますが、令和3年度、4年度、成人式はコロナにより中止であります。令和4年1月9日、千代田開発センターにおきまして、Webの開催をしております。4年度分につきましては、5月1日に延期をしております。以上が教育行政からの報告でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第3号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第3号につきまして説明します。議案集の1ページをお願いします。議案第3号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例について説明します。本案は、旧川迫小学校をサテライトオフィスとして利活用することに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 議案第3号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例につきまして、商工観光課からご説明申し上げます。議案集1ページをお願いいたします。本条例は、旧川迫小学校をサテライトオフィスとして活用し、本町の地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図り、もって地域振興に寄与する場所として設置すること、そのほかに使用対象者、使用の許可、禁止行為及び損害賠償などについて定めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第4号 北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例から  
 日程第14 議案第13号 芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第4号、北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例から、日程第14、議案第13号、芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例までの10議案を一括議題とします。以上10議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第4号から議案第13号につきまして一括して説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第4号、北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例について説明します。本案は、北広島町F T T H化事業により、きたひろネット事業を民間事業者へ事業承継することに伴い、関係条例の整理について町議会に提案するものです。議案集9ページをお願いします。議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、高度の知識または経験を必要とする業務を伴う指導主事の配置を可能とするため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集19ページをお願いします。議案第6号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員の処遇等を改正するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の26ページをお願いします。議案第7号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、財産譲渡促進を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集28ページをお願いします。議案第8号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、旧川迫小学校を町民等が利用する体育施設とし、体育館、グラウンド及び夜間照明を川戸地区

運動施設とするため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集32ページをお願いします。議案第9号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の55ページをお願いします。議案第10号、北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和4年3月31日をもって新庄保育所を閉所するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集57ページをお願いします。議案第11号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北教職員住宅の1号棟、2号棟、3号棟について、教職員住宅としての用途を廃止するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の60ページをお願いします。議案第12号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、川東はやし田用具収蔵庫、芸北民俗博物館、美和郷土館の入館料を無料とすることに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の63ページをお願いします。議案第13号、芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北民俗芸能保存伝承館の入館料を無料とすることに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第4号、北広島町F T T H化事業に伴う関係条例の整理に関する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集5ページをお願いします。本条例は、令和4年4月1日からきたひろネット事業を株式会社ちゅピc o mに事業承継することに伴い、関係条例の整理を行うものです。第1条は、北広島町特別会計条例の一部改正で、同条例第1条中において、きたひろネットの事業会計である情報基盤整備事業特別会計の記述を削除するものです。附則の2において、その会計の閉鎖期日を出納整理期間が満了する令和4年5月31日とすることとしております。また、附則の3において、情報基盤整備事業特別会計に属した財産、債権債務は一般会計へ移管するものとしております。第2条は、北広島町有千代田住宅条例の一部改正で、同条例第4条中において、入居の公募方法のうち、きたひろネット、無線施設による放送についての記述を、音声告知放送に改めるものです。第3条は、北広島町営若者定住促進住宅条例の一部改正で、同条例第3条中において、入居者の公募の方法についての記述のうち、先ほど同様、統一した標記に改めるものです。第4条は、きたひろネットの廃止に伴い、その設管条例である北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。附則の4において、利用料の減免規定について、本条例施行後においても、きたひろネットによるサービスが終了するまで、すなわち宅内の光化が完了するまでの間は、その効力を有するものとしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。次に、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集9ページをお願いします。本条例は、現行1級、2級としている教育職の給料表に、高度の知識または経験を必要とする業務を行う指導主事の配置を可能とするため、広島県の教育職の給料表に基づいて、3級を追加するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第6号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は19ページでござ

います。この一部改正でございますが、全国の消防団員数が2年連続で1万人以上減少している危機的な状況に鑑み、総務省消防庁は、消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書を踏まえ、消防団員の処遇等の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を市町村に通知しました。このことを踏まえ、条例の一部改正を行うものです。議案集は20ページでございます。第8条、休団制度を追加しました。第8条第1項では、消防団長は、団員が申請した場合において、消防団の運営に支障なく、かつ当該団員の社会生活の安定に資すると認めるときは、必要と認める期間中、消防団活動に従事しないことを承認できるとしました。次に、21ページでございます。出動手当は費用弁償としていましたが、報酬といたします。第13条の団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬としました。出動報酬の額の改正としまして、第13条第3項第1号で、災害、捜索、または警戒の場合、1日8000円、第2号で、訓練またはその他の職務4時間未満で3500円、4時間以上7000円、第4号で短時間の従事となる場合には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、支給額と比較して均衡のとれた額を支給することができるとしております。また、第14条、費用弁償は、災害、捜索、警戒、訓練またはその他の職務に従事する場合においては費用弁償を支給することとしました。第15条第1項でございます。こちらでは、報酬等の支給回数を年2回としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第7号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、管財課よりご説明申し上げます。議案集26ページをお願いします。北広島町公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針にのっとり、利用者が特定の地域や団体に固定している公共施設や民間による活用は、効果の見込まれる公共施設につきまして、さらなる地域の活性化や民間活用機会を広げていくことで、地域団体等への財産譲渡の促進を図るためのものでございます。同条例第3条第5項を追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第8号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集は28ページでございます。旧川迫小学校の施設のうち、体育館、グラウンド及び夜間照明を町民等、主に地域の住民が利用する川戸地区運動施設とするため、北広島町体育施設設置及び管理条例第2条に規定する別表1に名称及び位置を加え、同条例第6条に規定する別表第2に、その利用料を加える条例の一部改正について、町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議案第9号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、税務課からご説明いたします。議案書は32ページから54ページでございます。あらかじめ議案書と一緒に配付しておりますA4、1枚物の説明資料に基づいて3点、主な内容を説明させていただきます。1点目は、税率の改正です。国保の県内単一化に伴い、国保税の賦課方式について、資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へ、令和6年度までの県内統一に向けて、平成30年度から段階的に移行しています。今回の改正は、その移行に伴う5年目の措置となります。改正内容につきましては、次の表内、太字で掲載しております改正案



のとおり、介護保険の資産割を除き、税率等所定の変更を行います。先月10日に開催されました運営協議会におきまして諮問、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。2点目は、賦課限度額の見直しです。中間所得者と高所得者の公平性を図り、被用者保険とのバランスをとるための措置でございます。改正内容につきましては、次の表内、太字で記載をしております改正案のとおり、医療と後期分、それぞれ2万円と1万円、合計3万円を増額するものでございます。3点目は、子どもに係る均等割額の軽減でございます。子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割について軽減するものでございます。軽減額は、次の表内、太字で掲載しておりますとおり、医療分、後期分それぞれ所得に応じた法定限度額を除いた額の5割を国、地方の負担割合のとおり、公費で賄うものでございます。以上3点がこのたびの主な改正内容でございます。ご審議、採決のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第10号、北広島町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。議案集55ページをお願いいたします。今回提案させていただきました一部改正条例は、建物の老朽化及び入所児童数の減少の理由から、現在3施設ございます町立保育所のうち、新庄保育所を令和4年3月31日をもって閉所するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第11号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、学校教育課からご説明いたします。議案集57ページをお願いします。提案理由でございますが、平成3年建築と設置年が古く、近年の入居実績と、将来において利用が見込まれない芸北教職員住宅の1号棟、2号棟、3号棟について、教職員住宅としての用途を廃止し、地域における有効活用を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。廃止に当たり、条例中、別表におきまして芸北教職員住宅1号、2号、3号を削除いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議案第12号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集の60ページをお願いいたします。この条例改正は、北広島町の民俗資料館について、施設への入館料が負担となり、利用者の割合が低調で推移しているため、川東はやし田用具収蔵庫、芸北民俗博物館、美和郷土館への入館へのハードルを下げ、より身近な民俗分野調査研究に資する施設とするため、入館料を無料にする条例改正を行うものでございます。続きまして、議案第13号、芸北民俗芸能保存伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の63ページをお願いいたします。この条例改正は、議案第12号と同様に、芸北民俗芸能保存伝承館、こちらの入館料を無料とするために条例改正を行うものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上10議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 指定管理者の指定について

- 議長（湊俊文） 日程第15、議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第14号について説明します。議案集の67ページをお願いします。議案第14号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 議案第14号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。議案集67ページをお願いします。本議案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により町議会の議決を求めるもので、指定する施設は、北広島町道の駅舞ロードIC千代田です。非公募により選定したもので、指定管理者となる団体は、株式会社きたひろ市場、代表取締役藪茂樹で、指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 第2次北広島町長期総合計画の改訂について

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第15号について説明します。議案集の69ページをお願いします。議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂について説明します。本案は、第2次北広島町長期総合計画が令和3年度末をもって5年を経過するに当たり、本町の長期的展望に基づく総合的かつ基本的な方向について、社会経済情勢の変化など、時代の潮流に迅速かつ的確に対応するため、後期基本計画の策定に合わせ総合計画を改訂することについて、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 議案第15号、第2次北広島町長期総合計画の改訂について、財政政策課からご説明いたします。議案集69ページ及び別冊の第2次北広島町長期総合計画改訂版をご覧ください。平成29年3月に策定しました第2次北広島町長期総合計画は、町民との協働と広域的な連携を軸に様々な課題を克服し、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと、満足感と幸福感を感じられるまちづくりを目指し、平成29年度から令和8年度までの10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定したものです。基本構想に掲げた目指すまちの将来像を具体化し、施策、事業を展開するための5年間の前期基本計画が令和3年度で期限を迎えることから、令和4年度から令和8年度までの後期基本計画の策定におきまして、アンケート、各種団体ヒアリング、ワークショップの開催、また前期基本計画の成果、課題を

整理し、まちづくり総合委員会でご審議いただきながら進めてまいりました。目指すまちの将来像である、新たな感動・活力を創る北広島に変更はありませんが、人のつながりの強化、一つ一つの取組が相互に関連していることが重要なことから、サブタイトルを、人がつながり、チカラあふれるまちに修正し、重点方針についても、これらの要素が循環し、ネットワークが強化され、将来像が実現されるものとしております。さらに、社会状況は大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症やSDGsの達成に向けた取組など、長期総合計画の修正、変更を行い、後期基本計画を含む改訂版として策定したものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 財産の無償譲渡について（防災行政無線用地）から

日程第19 議案第18号 財産の無償譲渡について（芸北教職員住宅）

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第16号、財産の無償譲渡についてから、日程第19、議案第18号、財産の無償譲渡についてまでの3議案を一括議題とします。以上3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第16号から議案第18号につきまして、一括して説明します。議案集71ページをお願いします。議案第16号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、芸北地域の防災行政無線用地を地域で有効活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の73ページをお願いします。議案第17号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、上阿坂活性化センターを地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集75ページをお願いします。議案第18号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、芸北教職員住宅を有効に利活用するため、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第16号、財産の無償譲渡について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は71ページでございます。1、財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町西八幡原三島郷1397番地10。種別、学校用地。名称、防災行政無線用地。土地面積46㎡。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町西八幡原10403番地4、地縁団体八幡振興会理事長 井居勇次。当該施設を時報を鳴らす設備として活用するため、地元団体から譲渡希望があったものでございます。譲渡価格については、地元での活用を目的としたことや、撤去費が資産評価額を上回るなどから、無償譲渡として提案させていただくものです。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第17号、財産の無償譲渡につきまして、農林課からご説明申し上げます。議案集は73ページをお願いいたします。提案理由ですが、上阿坂活性化センターにつきまして、地域におけます活動拠点として有効に利活用するため、地元営農組合から継続して施設利用するに当たり、譲渡希望があり、無償譲渡として町議会に提案するものでございます。詳細につきましては、1、財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町阿坂1893番地7。種別、建物（集会所施設）。名称、上阿坂活性化センター。延床面積120.49㎡。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町阿坂847番地、上阿坂営農組合、組合長河野雅晴です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第18号、財産の無償譲渡について、学校教育課からご説明いたします。議案集75ページをお願いします。提案理由でございますが、議案第11号とも関連し、平成3年建築と設置年が古く、近年の入居実績また将来において利用が見込まれない芸北教職員住宅の1号棟、2号棟、3号棟及び車庫とその敷地につきまして、地元団体の運営により地域活性化、定住促進に向けた転入、転居者の住宅として利活用することを目的として、地元団体に無償譲渡することについて、町議会に提案するものです。1、財産の表示、建物。所在、広島県山県郡北広島町奥中原512番地。名称、芸北教職員住宅1号、2号、3号及び車庫。面積、住宅1号、2号、49.59㎡、住宅3号、70.39㎡。車庫47.02㎡。土地、所在、広島県山県郡北広島町奥中原字室屋512番地。地目宅地、面積1930㎡。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町細見10141番地16。一般社団法人芸北道場、代表理事片桐義洋です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日審議、採決を行います。ここで暫時休憩とします。11時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第10号）から

日程第30 議案第29号 令和3年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第20、議案第19号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第10号から、日程第30、議案第29号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第2号までの11議案を一括議題とします。以上11議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和3年度補正予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の令和3年度補正予算書をお願いします。議案第19号、令和3年度北広島町一般会計補

正予算第10号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1200万円を減額し、予算の総額を163億4900万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、国の補正予算に伴う公共Wi-Fi環境構築事業や町道等除雪委託料などの追加のほか、その他事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に事業別に追加27事業、変更1事業を、債務負担行為は、第3表に5件を、また、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第20号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2000万円を追加し、予算の総額を20億5900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費の追加のほか、事業精査に伴う決算の見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第21号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1530万円を減額し、予算の総額を6億8780万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、下水道築造工事の精算など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第2表に事業別に1事業を、債務負担行為は、第3表に1件を、また地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第22号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、予算の総額を3億9330万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設維持管理委託料の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正は第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第23号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5200万円を減額し、予算の総額を30億560万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、居宅介護サービス給付費の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第24号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において、委託料ほかの減額及び基金積立を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第25号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万円を追加し、予算の総額を1100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、委員報酬の減額及び基金積立を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第26号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を2億320万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医薬材料費の追加のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第27号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、予算の総額を6億1350万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、指定管理料の追加のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第28号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を2億9810万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料負担金の減額及び予備費の調整を行っております。別冊の令和3年度北広島町水道事業会計補正

予算書をお願いします。議案第29号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額に330万円を追加し、収入予定額を5億8021万5000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から62万1000円を減額し、支出予定額を4億8744万2000円とするものです。資本的収入において既決の収入予定額から2300万円を減額し、収入予定額を8200万円とし、資本的支出において既決の支出予定額から2300万円を減額し、支出予定額を3億650万円とするものです。なお、今回、予算補正を行う主な内容は、修繕費の減額など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明を行います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第19号、北広島町一般会計補正予算第10号につきまして、財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料、令和3年度3月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正における編成上のポイントといたしまして、国の補正予算に対応し、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した公共Wi-Fi環境構築事業や町道等の安全確保のための除雪費の追加ほか、事業精査に伴う決算見込みによる予算調整などを行っております。その結果、一般会計の補正額は1億1200万円の減額補正で、補正後の予算額は163億4900万円となっております。また、下段にかけては、一般会計、特別会計における当初予算から補正の状況を含んだ累計額などを掲載しております。裏のページには、主要施策等一覧表を掲載しております。なお、表中※の事業については、別紙概要説明の資料を添付しております。また、右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただきたいと思います。1、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、芸北広域農道整備事業負担金483万9000円の追加や多面的機能支払交付金795万8000円の減額などを、2、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、子育て世帯への臨時特別給付金等1942万2000円の減額などを、3、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、広島県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金3750万9000円の減額などを、4、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、町道等除雪委託料等3574万3000円の追加、公共土木施設3年災害復旧事業測量試験等委託料2000万円の減額などを、5、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、公共Wi-Fi環境構築委託料1573万円の追加や減債基金積立金1億1590万6000円の増額などを計上しております。次に、補正予算書の第2表 繰越明許費補正をご覧ください。2款総務費から11款災害復旧費までの27事業を追加し、10款教育費の1事業を変更し、限度額9億9900万6000円を地方自治法第213条の規定により令和4年度へ繰越しするものです。補正予算書の次のページをご覧ください。第3表に債務負担行為を5事業計上しております。同じく次のページをご覧ください。第4表に地方債補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で13億8491万5000円とし、5840万円を減額するものです。以上で、財政政策課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第20号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、人件費を70万円減額するものです。2款1項1目一般被保険者療養給付費については1500万円増額するものです。これは、今年度の保

険給付費の給付実績に基づき増額するものです。2款2項1目一般被保険者高額療養費については1500万円増額するものです。これも今年度の実績に基づくものです。2款4項1目出産育児一時金については、168万円減額するものです。これも今年度の実績に基づくものです。3ページ、4ページをお願いします。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は財源更正によるものです。3款3項1目介護納付金分も財源更正によるものです。6款1項1目財政調整基金積立金については835万3000円減額するものです。5ページ、6ページをお願いします。8款2項1目直営診療施設勘定繰出金については73万3000円増額するものです。内訳としまして、雄鹿原診療所分を25万円増額、八幡診療所分を44万5000円増額、芸北歯科診療所分を3万8000円増額するもので、いずれも事業実績によるものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、142万7000円減額するものです。これは新型コロナウイルス感染症対応による保険税減免分となります。3款1項1目保険給付費等交付金ですが、3001万1000円増額するものです。内訳は、普通交付金が2944万円、特別交付金が57万1000円です。普通交付金は、歳出の保険給付費の療養給付費や高額療養費の財源となります。また、特別交付金は、新型コロナウイルス感染症対応の保険税減免額の財源となります。保険税減免額は、この特別交付金のほか、後で説明いたします災害等臨時特例補助金で国から補助金を受けることとなります。5款1項1目一般会計繰入金ですが、1075万8000円減額するものです。主に職員給与費等の減額で、国保会計事業費の精査による繰入金の減額です。出産育児一時金繰入金の減額は、実績によるものです。3ページ、4ページをお願いします。5款2項1目財政調整基金繰入金ですが、131万8000円増額するものです。8款1項2目災害臨時特例補助金ですが、新たに85万6000円計上するものです。これは、新型コロナウイルス感染症対応分による保険税減免による国の補助金です。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第21号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号について、上下水道課からご説明申し上げます。議案表紙1ページをめぐっていただきまして、第2表 繰越明許費をお願いします。2款1項下水道施設費の下水道新設事業について1614万円を令和4年度に予定しております浄化槽汚泥等を千代田浄化センターへ投入する調査、検討業務等に充当するため、繰越しをお願いするものでございます。次のページ、第3表債務負担行為をお願いします。下水道事業の法適化につきましては、令和6年度からの公営企業会計の適用に向け、令和2年度より固定資産を把握するための施設台帳を整備しているところではありますが、表中の下水道システム構築業務は、整理した資産を会計システムに反映していく作業に一定程度の時間を要することから、単年度では執行が困難と考え、令和5年度までの委託業務とするものでございます。次のページ、第4表、地方債補正については、下水道事業債の借入限度額変更によるものでございます。それでは補正予算書進んでいただきまして、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費を518万3000円の減額、2目会計管理費を20万円の減額、いずれも事業精算によるものでございます。続いて、2款1項1目下水道新設費についてでございますが、職員手当等を精算により30万円の減額、委託料を1300万円の増額、工事請負費を精算により1100万円減額し、合計で170万円の増額、2目下水道管理費を事業精算により1159万4000円の減額。3ペ

ージ、4ページをお願いします。4款1項1目予備費を調整により2万3000円減額し、歳出合計1530万円を減額するものでございます。続いて、前に戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページから2ページをお願いします。1款1項1目受益者分担金を210万円の減額、1款2項1目受益者負担金を240万円の増額、2款1項1目使用料を3万6000円の減額、いずれも実績見込みによるものでございます。続いて、3款1項1目下水道事業費国庫補助金657万円の増額は、ストックマネジメントに基づく更新工事が交付金の対象となったことによるものでございます。次に、4款1項1目一般会計繰入金を2238万4000円の減額。事項別明細書3ページ、4ページをお願いします。6款3項1目雑入を15万円の増額、7款1項1目下水道債を10万円増額し、歳入合計で歳出補正額と同額の1530万円を減額するものでございます。続いて、予算書の次の仕切りをお願いします。議案第22号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。議案表紙を1ページめくっていただきまして、第2表、地方債補正でございます。下水道事業債、災害復旧債について借入限度額を変更するものでございます。それでは補正予算書を進んでいただきまして、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費の職員給与費を精算により20万円の減額、2款1項1目農業集落排水新設費の工事請負費を精算により30万円の減額、2款1項2目190万円の減額は、8月の豪雨災害復旧に係る委託料の精算で、歳出合計240万円を減額するものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただき、歳入補正予算書、事項別明細書1、2ページをご覧ください。1款1項1目受益者分担金を30万円の増額、4款1項1目一般会計繰入金を40万円の減額、7款1項1目農業集落排水事業債を70万円、2目農業集落排水施設災害復旧費を160万円それぞれ減額し、合計で歳出補正額と同額の240万円を減額するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第23号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、10万円減額するものです。これは、新型コロナ感染防止のため、介護人材研修会が開催できなかったことにより、講師謝金を減額するものです。1款3項介護認定審査会費については110万円減額するものです。内訳としまして、1目の介護認定審査会費は、認定審査会をオンライン開催したことにより、旅費を10万円減額するもので、2目認定調査費等の役務費、これは主治医意見書作成手数料を100万円減額するものとなります。2款1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費を1100万円、2目の施設介護サービス給付費を1800万円を給付実績により、それぞれ減額するものです。3ページ、4ページをお願いします。2款3項1目特定入所者介護サービス費については1400万円を減額するものです。これは、今年度の保険給付費の給付実績によるものでございます。4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費を実績により770万円減額し、次のページの2目介護予防ケアマネジメント事業費については、ケアプラン作成委託料を10万円減額するものです。4款2項一般介護予防事業費並びに4款3項包括的支援事業、任意事業費は財源更正のみとなっております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料を1422万円減額するものです。内訳として、特別徴収保険料を720万円、特別徴収保険料のうち地域支援事業分

を702万円それぞれ減額するものでございます。3款1項1目介護給付費負担金を143万7000円減額するもので、これは歳出の保険給付費の減額に伴うものです。3款2項国庫補助金につきましては、事業実績等により5243万5000円増額するものです。3ページ、4ページをお願いします。4款1項の支払基金交付金、5款県支出金の減額につきましては、歳出の介護給付費、地域支援事業費等の減額に伴うものでございます。下段から5ページ、6ページにかけての7款1項一般会計繰入金は80万5000円の減額補正でございます。2目のその他一般会計繰入金の事務費分を120万円減額し、1目の介護給付費繰入金、3目地域支援事業繰入金及び4目低所得者保険料軽減繰入金は、それぞれ法定負担割合の公費分となります。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第24号、令和3年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計補正予算、事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費におきまして20万円減額するものでございます。需用費のうち光熱費等を精算に伴い20万円減額するものでございます。次に、2款1項1目電気事業費において315万円減額するものでございます。報酬につきましては、修繕等によります出勤日数の増部分について20万円増額するものでございます。次に、需用費につきましては、修繕費等精算に伴い、85万円減額するものでございます。委託料につきましては、当初は作業道を整備するための測量設計を委託を予定しておりましたが、次年度におきまして、作業道整備として業務委託することでの変更に伴いまして250万円減額するものでございます。次に、4款1項1目電気事業費の電気事業基金費におきまして335万円増額いたしまして、4326万5000円とするものでございます。今後の修繕費等に備えまして積立てを行うものでございます。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第25号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号について、管財課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目の財産区管理費については、報酬15万円減額をし、23万4000円とするものです。これは財産区管理会開催と、委員出席状況による日額報酬の減額となります。2款1項1目の財産管理基金費については875万円増額し、1070万円とするものです。これは芸北財産区有林の立木売払収入により芸北財産区基金へ積み立てるものです。1ページに戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款2項1目の財産売払収入については904万8000円増額し、905万3000円とするものです。これは芸北財産区立木売払いによるものでございます。2款1項1目の芸北財産区基金繰入金については44万8000円減額し、調整するものでございます。以上で、管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第26号、令和3年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、3診療所の事業精査等により77万5000円を減額するものです。2目訪問看護事業費、3目歯科保健センター芸北管理費については、財源更正の

みとなります。2款1項医業費については107万5000円を増額するものです。内訳としまして、1目医療用機械器具費を事業実績により12万5000円増額し、3目医薬品費は、医薬材料費を113万円、4目検体検査費の検体検査手数料を22万円、雄鹿原診療所分をそれぞれ増額し、4目義歯加工費は、義歯加工手数料を40万円減額するものです。戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項外来収入を381万5000円減額するものです。これは年間の外来収入見込みに伴う減額でございます。1款2項その他診療所収入を78万9000円増額するものです。1目の諸検査等収入は、医療機関がん検診や歯周疾患検診などの件数増加によるもので、2目介護保険事業収入は、訪問看護及び訪問リハビリ、訪問歯科の実績見込みによる減額となります。3款1項1目一般会計繰入金は285万4000円増額するものです。内訳としまして、歯科診療所分を138万3000円、八幡診療所分を147万1000円を増額するものです。3ページ、4ページをお願いします。2目国民健康保険特別会計繰入金は73万3000円増額するもので、国保へき地直営診療所の運営費並びに芸北歯科保健センターの事業実績によるものとなります。5款2項1目雑入は、歯科診療所分を26万1000円減額するものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第27号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号について、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書1、2ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費の一般管理事業において69万1000円減額するもので、これは主に公課費57万9000円の減によるものです。2款1項1目情報化施設管理費の情報化施設管理事業において562万9000円の増額を行うもので、これは主にインターネットの加入者増に伴う通信料の増、精算見込みによる指定管理者の増、引込宅内設備撤去委託料の減、伝送路等維持修繕工事請負費の減などによるものです。4款1項1目予備費において、情報基盤整備事業特別会計閉鎖のための精算対応分、一般会計への繰出金として76万1000円の補正増を行うものです。1枚めくっていただいて、5款1項1目一般会計繰出金1000円を補正計上するものです。これは情報基盤整備事業特別会計を精算し、閉鎖するために計上するものです。2枚戻っていただいて、歳入事項別明細書をご覧ください。1款1項1目工事分担金ですが、再開工事分担金、移設工事分担金を実績見込みにより、合わせて54万5000円の増額補正を行うものです。2款1項1目使用料において363万9000円の増額を行うもので、これは加入者増に伴う収入見込み増によるものです。5款2項1目雑入において、番組配信料、伝送路移転補償費、電気使用料としての雑入について、それぞれ実績見込みにより増額し、合わせて151万6000円の増額補正を行うものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第28号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について町民課からご説明申し上げます。歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、19万9000円減額するものです。これは保険料等負担金の減額によるものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目事務費繰入金については1000円の減額、同じく2目保険基盤安定繰入金については19万9000円減額するものです。

以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第29号、令和3年度北広島町水道事業会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の令和3年度北広島町水道事業会計補正予算書第2号の6ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入でございます。収益的収入を事業精査し、決算見込みによるもので、事業収益の営業収益、給水収益を108万円の減額、その他の営業収益を18万円の増額、営業外収益の分担金を420万円増額し、収益的収入の補正合計330万円を増額するものでございます。次に、支出でございます。支出についても事業精査を行い、決算見込みによるもので、事業費用の営業費用、原水及び浄水費を30万円の減額、配水及び給水費を600万円の減額、総係費を100万円の減額、減価償却費を20万円の増額、資産減耗費を222万1000円の減額、営業外費用の消費税及び地方消費税を900万円の増額、特別損失のその他の特別損失を30万円減額し、収益的支出補正額62万1000円を減額するものでございます。続いて、資本的収入及び支出でございます。補正予算書の7ページをお願いします。資本的収入については、企業債の借入れを2300万円の減額、資本的支出についても建設改良費と同額の2300万円を減額するものでございます。補正の理由につきましては、昨年8月に発生しました豪雨災害により断水を余儀なくされた明神ハイツの送配水管の復旧工事を優先し、当初予定しておりました老朽管の更新工事を先送りしたものであるものでございます。以上で、上下水道課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上11議案については、後日審議、採決を行います。暫時休憩します。午後1時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 56分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 施政方針

○議長（湊俊文） 再開します。日程第31、令和4年度北広島町予算の提出にあたり、町長より施政方針の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和4年度施政方針。令和4年第1回北広島町議会定例会に提案しております令和4年度当初予算並びに諸議案の提出にあたり、町政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を奮っており、特にオミクロン株の流行により我が国においても急激に感染が拡大し、感染者数は既に500万人を超え、本町においても1月6日以降、毎日のように感染者が確認され

ているところであります。町民の皆様には、引き続き感染拡大防止にご協力をいただいていることに感謝申し上げますとともに、医療、介護従事者のほか、日々の業務に当たられている多くの皆様に改めて敬意を表する次第であります、引き続き感染症対策に万全を期し、町民の生活を守り、地域経済の回復に向けた施策に取り組んでまいります。次に、第2次北広島町長期総合計画の改訂についてです。令和3年度は、前期基本計画の最終年度であることから、まちづくり総合委員会でご議論をいただきながら、後期基本計画の策定に伴い、社会情勢の変化に合わせ、長期総合計画の見直しを行ってまいりました。令和4年度は、後期5年間の計画の初年度となる年であります。町の将来像である、「新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～」を目指し、持続可能なまちづくりを進めていくため、全力で町政運営にまい進してまいります。令和3年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるが、令和3年9月末以降、持ち直しの動きが見られ、ただし、感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。としています。こうした中、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策などにより補正予算が編成され、実質・名目GDP成長率は、共に令和3年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれています。令和4年度の経済見通しにおいては、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率は3.6%程度と見込んでいます。公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と、成長と分配の好循環の実現に向けて着実に前進していくとしています。国の令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、新しい資本主義の実現に向けた予算として、一般会計の総額は107兆5964億円と4年連続で100兆円を超える予算となっています。令和4年度の国の地方財政対策によりますと、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について令和3年度地方財政計画と実質的に同水準を確保することを基本としています。主な項目は、地域社会のデジタル化を推進するための地域デジタル社会推進費の継続、公共施設の脱炭素化の取組等の推進のため、公共施設等適正管理推進事業費の脱炭素化事業の追加及び事業期間の延長、また災害が頻発化、激甚化、広域化しており、消防防災力の強化のため、緊急防災、減災事業費について対象事業を拡充するなど、引き続き地方財政措置が確保されているところです。令和4年度広島県政運営の基本姿勢は、引き続き「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げる欲張りなライフスタイルの実現を目指し、県民の挑戦を後押しする取組や特性を生かした適散、適集な地域づくりに資する取組を推進していくとしています。第1に、新型コロナウイルスへの対応、第2に、社会と経済の発展的な回復、第3に、新型コロナや社会環境の変化、頻発する災害などを通じて、顕在化した構造的な課題に注力するとしており、DXの推進やひろしまブランドの価値向上、人材育成の視点により取組を加速していくとしています。令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策や平成30年7月豪雨災害からの復旧、復興プランに基づく取組に最優先で取り組み、ビジョンに掲げる目指す姿の実現に向けた施策を推進するため、1兆1440億円を計上し、令和3年度比4.6%増となっています。次に、令和4年度における町政運営に対する基本姿勢です。新型コロナウイルス感染症は、世界全体に大きな打撃を与え、経済、社会、人々の行動、意識、価値観などに大きな影響を及ぼしています。この間も気候変

動問題や海洋プラスチックごみ問題などの地球環境の問題が進んでいます。深刻な気候危機を招いている地球温暖化への取組について、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロを目指すゼロカーボンシティへの挑戦に向けて具体的な施策を取りまとめた計画づくりを進めてまいります。国連で採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの取組により、持続可能なまちづくりを実現してまいります。以上の大きな流れの中で、次の取組を中心に町政運営を進めてまいります。最初に、新型コロナウイルスについてですが、感染者数は増加を続けており、3回目のワクチン接種について最優先に取り組んでいるところです。感染状況、ワクチン接種の状況、医療体制状況は刻一刻と変化しており、国、県の動向を踏まえ、医師会との強力な連携の下、今後も対応してまいります。コロナを契機としてデジタル化が加速し、FTTH化事業を進めてきたところです。デジタル技術を活用し、課題解決に取り組み、新たな価値を生み出すDXを積極的に進め、スマート農業による生産性の向上、中山間地域における地域交通のあり方、行政サービスのオンライン化など、町民の利便性や生活の向上に取り組んでまいります。頻発化する災害については、これまでも鋭意早期復旧に取り組んできたところです。さらに昨年8月の豪雨災害では、土砂の流出により、家屋、農地、農業用施設、公共土木施設に甚大な被害をもたらし、災害廃棄物の問題など新たな課題もありました。引き続き、早期の復旧、復興を目指し、災害復旧工事に全力で取り組んでまいります。協働のまちづくりの取組については、人口減少社会において人づくりが重要であることから、「きたひろ学び塾～With」を開校し、人材育成を進めてまいりました。コロナ禍で活動が制限されていますが、学び塾の目的達成に必要な学びを深め、地域課題に関心を持つことの意義やまちづくりセンター、地域づくりセンターを中心とした活動を通して、協働のまちづくりを前進させてまいります。最後に、新たな事業として、まちづくり会社の立ち上げです。きたひろスポーツを中心に地域に元気や活力が生まれ、スポーツツーリズムの推進など、スポーツを核とした地域活性化を推進するスポーツコミッション、地域の観光資源を引き出し、経営の視点に立つ観光地域づくりを担う観光DMO、地域の資源のブランド化や地域活性化を担う地域商社の機能を併せ持つ組織として町内の多様な団体と連携、協力し、地域経済の活性化を進めてまいります。本町の財政状況は、第3次行政改革大綱に基づき、歳入の確保、基金の取崩しの削減、歳出の削減等に取り組んでまいりましたが、頻発する災害、社会情勢の変化への対応など、抜本的な事業規模の見直しには至っておりません。広大な面積をカバーするため、道路、橋りょうなどのインフラ資産や学校、住宅などの公共施設を多数所有しており、老朽化に伴う必要な施設の更新や維持修繕など、厳しい財政運営が続いています。令和4年度当初予算は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先に行いながら、第2次北広島町長期総合計画及び第2期北広島町総合戦略を進めるための事業について予算を編成しています。令和4年度以降は、第4次行政改革大綱に基づき、限られた予算で安定した住民サービスを行うと同時に持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めてまいります。続いて、主要施策の概要について、本議会で提案しております第2次北広島町長期総合計画に定める5つの施策分野に沿って説明申し上げます。施策の1つ目は、活力ある産業の創造と成長です。農林業の振興では、中山間地域直接支払制度、多面的機能支払交付金、有害鳥獣対策などによる農用地の保全に取り組み、多様な担い手の育成、確保として新規就農、担い手育成総合支援事業を継続するとともに、水田自動給排水システムの実証実験等を行い、本町にあったスマート農業の実現に取り組めます。また、農産物のブランド化では、農業者、商工

業者等と連携し、協議会を立ち上げ、特産品の普及、開発など、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す計画策定に取り組んでまいります。農業を支える基盤づくりとして、生産者、JAとともに選果場施設整備を進め、町産野菜の販売強化に取り組めます。林業分野では、森林環境譲与税やひろしまの森づくり交付金を活用し、公有林・民有林の間伐や林道整備、また公共建築物の木材利用により、森林資源の適切な管理や脱炭素社会に資する取組を進めてまいります。商工業の振興では、商工会と連携して商工振興に努めてまいります。起業支援と担い手育成では、ビジネス創造支援補助金について商品開発に取り組む事業者への支援を追加し、新たに町の特産品となる商品化を後押しします。また、サテライトオフィスを検討中の企業に向けて短期間のお試し勤務ができる、お試しオフィスを旧川迫小学校に開設します。町内での起業の足がかりとなるように企業誘致に取り組んでまいります。施策の2つ目は、にぎわいと活気に満ちたまちづくりです。暮らしの基盤となる住環境の充実では、暮らしアドバイザーと集落支援員の両面から、地域の暮らしにおける相談体制と情報発信を充実させた定住への取組を進めます。空き家対策では、買主への増改築補助金制度に内容を改め、定住へとつなげてまいります。子どもの健やかな成長を支える環境づくりでは、ネウボラきたひろしまでのごと、子ども家庭総合支援拠点を中心に、保健師、助産師、保育士等の子育て支援をとおして子どもが健やかに育まれるまちを目指します。教育、学びの提供においては、地域を担う人材育成としてのふるさと夢プロジェクト事業を継続するとともに、ICTの活用によりSociety 5.0時代に対応できる子どもたちの力をつけてまいります。また、安全安心な教育環境の充実として、八重小学校校舎・体育館改修工事、芸北小学校改修工事实施設計や老朽化のため安全基準に適合していない給食施設を廃止し、新たな学校給食センター施設整備のための実施設計業務に取りかかります。歴史、文化、伝統の継承と発信では、引き続き、花田植、神楽や文化遺産の保護と継承、まちづくりセンターを中心とした芸術、文化活動を支援してまいります。移住、定住の強化では、Uターン奨励金、お試し住宅事業を継続し、きめ細かな定住相談やPR等に取り組めます。地域おこし協力隊の受入れを継続し、魅力ある地域活動に従事し、定住へとつなげてまいります。観光振興では、令和4年度に立ち上げるまちづくり会社は、本町の良さを引き出し、観光地域づくり戦略を実施するための調整役として多様な関係者と協働を進めてまいります。また、コロナ禍により、観光動向も変化しており、中山間地域の特性を活かした魅力ある観光につなげてまいります。スポーツを通じたまちづくりでは、あらゆる年代の町民が様々な形でスポーツに参加する取組であるきたひろスポーツを進めており、令和4年度は、わがまちスポーツ推進事業により、広島県と協働し、事業を進め、スポーツ人口の裾野を広げてまいります。また、大朝グラウンドの人工芝整備を進め、サッカーほかスポーツを身近に感じる環境を整えてまいります。施策の3つ目は、安心して元気に暮らせる地域の創出です。地域福祉の推進では、社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を通して、高齢になっても安心して暮らせる環境を整えます。健康づくり、元気づくりの推進では、現在、新型コロナワクチン接種の3回目について、医師会と協力して、早急に進めており、感染予防、感染拡大防止対策に努めています。令和4年度もコロナ対策を中心に町民の皆さんの生活を守ってまいります。また、第3次健康増進計画の策定に取り組み、町民の健康寿命の延伸に向けた元気づくりを推進します。新規に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業において、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施します。また、子ども医療費助成事業や不妊治療、妊婦交通費の助成を継続してまいります。高齢者福祉の推進では、シルバー人材センター、老人クラブなどによ

る社会参加の促進や安心して生活できる環境を総合的に支援してまいります。認知症対策では、認知症カフェや初期集中支援により、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を継続して支援してまいります。障害者福祉の推進では、通所・通院費補助を継続し、自立して暮らすことができるまちの実現に取り組んでまいります。共生社会の実現として、令和5年度から5年間の計画である第4次男女共同参画基本計画の策定に取り組めます。人種、性別、障害の有無等に関係なく、誰もが多様性を認める社会、人権が尊重される社会において、活躍できるまちを目指して取り組んでまいります。次に、施策の4つ目は、生活基盤の強化、強靱化です。交通環境の整備と移動に係る利便性の確保では、生活交通の維持と確保のため、DXを活用した地域公共交通MaaS推進事業に取り組み、中山間地域の効率的な運行を図るための調査を行い、持続可能な運行サービスの提供につなげてまいります。また道路、橋りょうなどの安全で快適な整備や維持管理の充実に努めてまいります。情報通信技術の基盤整備と利活用の推進では、令和2年度から進めておりますFTTH化事業について、幹線の整備が終了し、順次引込み工事や宅内工事を進めていきます。長年きたひろネットとして親しまれてきましたが、令和4年度から株式会社ちゅピcomが運営を行います。町独自の放送番組は形を変えて継続をしていきます。自然環境の保全と美しい景観の維持では、資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動を継続し、脱炭素社会の実現とごみの減量化を図ってまいります。脱炭素の実現は一人一人の取組が欠かせないことから、環境保全に対する意識啓発に努めます。本町には多種多様な生物が生息しており、生物多様性きたひろ戦略を策定し、その保全と活用に取り組んでいます。新たに外来種編を策定し、外来種の現状把握により被害防止に努め、自然環境の保全に取り組んでまいります。災害や緊急時に強い地域社会の実現では、流域治水を進めるため、江の川上流域の特定都市河川指定に取り組み、国、県流域市町と連携し、流域水害対策計画を策定してまいります。また、災害時等における消防体制の整備や持続可能な消防力の確保のため、消防庁舎の基本計画策定、自主防災組織や防災リーダーの育成など、防災安全対策を推進してまいります。安全な暮らしの確保では、冬季における道路環境の安全安心や、犯罪、消費者被害等からの防犯対策や消費生活相談等による消費者保護対策を継続します。最後に施策の5つ目は、住民のための行財政運営です。町民と行政による協働のまちづくりでは、まちづくり懇談会やまちづくり総合委員会等を通じて、広聴を進め、行政情報の共有を図ってまいります。協働のまちづくりでは、「きたひろ学び塾～With」を継続し、地域の課題解決に取り組む人材育成の輪を広げていきます。また、地域協議会活動や地域施工支援事業を継続し、引き続き、連携協力して課題解決に取り組んでまいります。まちづくりセンターでは、活性化委員会を中心に、町が元気になり、人がつながっていく取組を進めてまいります。健全な行財政改革では、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合など、関係者と協議を行いながら、計画の適切な推進に引き続き取り組みます。また、公民連携を積極的に取り入れ、民間活力を生かしてまいります。令和4年度からは、第4次行政改革大綱に基づき、健全な行財政運営に取り組んでまいります。また、財政状況の把握のため、引き続き町全体での情報共有を図ってまいります。また、地方公営企業等の経営改善では、令和3年4月に水道事業の統合に関する基本協定を締結し、水道広域連携を進めています。水道事業の経営基盤を確立し、将来にわたり安全安心な水道システムを構築するため、令和4年11月の広島県水道広域連合企業団の設立に向けて準備を進めてまいります。以上、令和4年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要をご説明申し上げました。当初予算の一般会計総

額は144億4000万円であり、令和3年度当初予算と比較すると8億6000万円の増額、6.3%の増となりました。地方自治体が抱えている人口減少、少子化、高齢化社会の進展は、本町においても待ったなしの課題であり、持続可能なまちを目指して長期総合計画、総合戦略・人口ビジョンを策定し、解決のために取り組んでまいります。世界の潮流であるSDGsは、多くの企業、自治体、民間組織などの団体が導入、推進し、世界の共通言語となっています。本町においても持続可能なまちづくりのために、安定した財政基盤であることを基本に据え、SDGsの3要素である、経済、社会、環境の諸課題に対する総合的な取組を推進してまいります。引き続き、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力のあるまち、未来につながるまちを見据え、町民の皆様と実践してまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご理解、ご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げております予算案をはじめ各種案件につきまして、十分にご審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（湊俊文） これをもって町長の施政方針を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第30号 令和4年度北広島町一般会計予算から

日程第41 議案第39号 令和4年度北広島町水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第32、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算から、日程第41、議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算までを一括議題とします。以上、令和4年度予算関係10議案について提案理由を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和4年度予算の概要につきまして一括して説明します。別冊の令和4年度一般会計予算書をお願いします。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4000万円とするものです。地方債は、第2表において借入限度額を7億8677万7000円と定め、一時借入金については、借入れの最高額を20億円と定めるものです。続いて別冊の令和4年度特別会計予算をお願いします。議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8800万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7100万円とするものです。地方債については第2表において借入限度額を3970万円と定め、また、一時借入金については、借入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第33号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5600万円とするものです。地方債については第2表において、借入限度額を560万円と定め、また、一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第34号、令和4年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1900万円とするものです。また、一時借入金については、借入



れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第35号、令和4年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億200万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第36号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ70万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第37号、令和4年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9500万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第38号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1000万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の令和4年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第39号、令和4年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予定額を5億7511万1000円、収益的支出の予定額を4億9281万1000円とし、第4条の資本的収入の予定額を4000万円、資本的支出の予定額を2億6005万3000円とするものです。第5条において、企業債の限度額を4000万円とし、第6条において、一時借入金の借入限度額を5000万円と定め、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条において、他会計からの補助金の金額を定めるものです。以上、予算議案10件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって令和4年度北広島町予算関係10議案の提案理由の説明を終わります。以上10議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（湊俊文） 日程第42、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第30号から議案第39号までの令和4年度北広島町予算関係10議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和4年度北広島町予算関係10議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、6番、山形議員、副委員長に、10番、服部議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に6番、山形議員、副委員長に10番、服部議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 同意第1号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（湊俊文） 日程第43、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案集のほうに戻っていただきまして、77ページをお願いします。同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めます。住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町海応寺131番地1、大谷美穂さんです。同意について、よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決いたします。本件については、これに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。次の本会議は3月10日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 45分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~